山ノ内町まち・ひと・しごとデジタル化推進事業　仕様書

１　業務名

山ノ内町まち・ひと・しごとデジタル化推進事業

２　対象区域

長野県山ノ内町概要

　面積：265.9km2

　人口：11,538人（令和４年７月１日現在）

　高齢化率：41.6％（令和４年７月１日現在）

３　業務期間

契約締結の日から令和６年３月31日まで

４　業務背景

山ノ内町の人口は令和４年（2022 年）７月１日現在で 11,538 人であり、昭和 30 年（1955 年）をピークに減少が続いており、昭和 60 年（1985 年）の住民基本台帳 人口 18,723 人から 37 年経過し 7,185 人の減少（▲38.4%）となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、年 2.0％前後の減少が継続し、令和 47 年 （2065 年）には 3,762 人に減少すると推計されている。（地域再生計画　抜粋）

本事業においては、地域のデジタル化を進め公的サービスの質の向上を目指し、ソサエティ5.0社会に向けた取組をすすめていく。また、当町をはじめ地方の抱える課題をデジタルやICTなどを用いて解決し、住民生活の質の向上を目指して暮らしやすい社会環境の提供が可能な状態を目指す。

５　当該委託業務の基本情報（概要）

(1) 対象事業名：山ノ内町まち・ひと・しごとデジタル化推進事業

(2) 仕様

ア　事業の目的

住民行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やＡＩ等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことを目的とする。

具体的な事業の内容については、次に記載のものを提案すること。

イ　委託事業の内容

①　ＤＸによる住民サービスの向上

・行かない役場・書かない役場の実現

・令和６年度以降の継続取組に向けた計画立案

②　ＤＸによる業務効率の向上

・役場業務の効率化のためのＤＸ実現

・令和６年度以降の継続取組に向けた計画立案

６　委託事業における要求事項

町ＤＸ化推進にかかる環境整備事業

・普及事業を実施の際は、効果的にかつ適切に展開できるようにコンソーシアムを組むなど実現可能な体制を整えること。自社のみで事業実施可能な場合はこの限りではない。

・事業実施体制における山ノ内町も含めた各自の明確な役割を示すこと。

・事業進捗報告については、各月の報告を行い、年間を通じて２〜４回程度の中途報告および実績報告についても行う。

・個人情報の取扱いや明確な情報管理の所在、必要に応じてＮＤＡの締結など各種法令等を遵守し、また、遵守できる体制を整えること。

・令和６年度以降の事業継続性に関する取組（コンソーシアム形成やそれに関する企業誘致活動など）についても検討し、検討結果について報告すること。また、おおよその時期としては、検討結果報告を10月〜11月頃に行い、事業継続に必要な取組の実施判断を行う。

７　報告

・各事業においては適切なＫＰＩを設定し、その達成に向けた取り組み状況を定期的に受注者は発注者側に報告を行うこと。

・報告には、進捗状況、発生した課題・問題について報告をし、それらを踏まえた計画を各事業において翌報告にて示すこと。

・事業予算に応じた推進を行うことを大前提とするが、想定外の予算が発生した場合には双方で対応を協議の上、決定していく為に必要な情報を報告すること。

・事業費においては、委託費として事業の分野ごとの経費を内訳がわかる状態にして状況を定期的に報告すること。

・各種報告についての間隔は、協議の上確定するものとするが、提案書においては受注者における想定を明記すること。

８　当該事業における成果品

（全体）

　・実績報告書

　・作業報告書

　・その他双方で必要と認めた資料

９　注意事項

(1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。

業務終了後も同様とする。

(2) 本業務を円滑に遂行するため、発注者は、受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(3) 業務完了後、受託者の責任に期すべき理由による納品物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに受託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な事措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。またその責任は業務終了後12ヶ月間とする。

(4) 当該プロポーザル事業にて採択された提案事業内容をもって、山ノ内町地域再生計画「山ノ内町まち・ひと・しごと創生推進計画」に記載の「５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業　イ・エ」に該当する事業とする。そのため、事業継続性は、提案事業をもとに企業版ふるさと納税やふるさと納税を活用した財源確保による場合とする。

10　参照

(1) 山ノ内町まち・ひと・しごと創生推進計画

(2) 第２期山ノ内町 まち・ひと・しごと創生総合戦略

11　その他

(1) 契約手続き等に使用する言語と通貨

日本語及び日本国通貨を使用する。

(2) 提案事項と仕様の乖離

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、都度協議するものとする。

(3) 再委託

本事業における一部または全部を第三者に委託することは原則できない。

(4) 知的財産権

本事業における成果物（利用物含む）の現著作権及び二次的著作物の著作権と所有権は、対価が完済された時に受注者から発注者に対し、移転されるものとする。

なお、受注者以外で取り扱いしている一般市販品を利用した場合については、この限りでないが、その利用については双方協議の上決定するものとする。

(5) 法令等遵守

受託者は、業務の実施に伴い適用に受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守すること。

なお、委託者は受託者に必要な情報を提供するものとする。

(6) 協議

機器の設置、操作説明、サポート、紛失・故障時の保険適用等履行に関して町と十分協議しながら進めること。